

●忘れてないかあの診療
症例研究
●落としてないかその点数

補管期間中の事前承認ブリッジ

本症例では、歯冠補綴物を装着した日から1年以上2年以内の間に、外傷、腫瘍等により、やむを得ずその隣在歯を抜歯し、ブリッジを装着する場合に、厚生(支)局長への事前承認を得ることで、再製作の費用の請求が認められるケースを紹介し、補管期間中の再製作で唯一保険請求が認められているものです。お間違えなくご対応ください。

患者: 40歳 男性
主訴: 左上の奥歯がしみる。
所見: 7 はう窩大きく息肉あり。
傷病名: 7 C₃処置歯

月日	部位	療法・処置	点数
2011年 4月15日		再診	42
	7	メタルコア装着	237
		失PZ	160
		メタルコア加算	30
		連imp (寒天+アルジネート)	60
		BT (中心咬合位、シリコーン)	14
		Tek	/
4月20日		再診	42
	7	12%金パラFCK	807
		装着料	45
		接着性セメント (スーパーボンド)	16
		クラウン・ブリッジ維持管理料 (文書交付) 注①	100

1年以上経過

主訴: ころんで顔をぶつけたら奥歯が痛い。
所見: 6 が縦に割れているのを確認
傷病名: 6 FrT, 5 7 C₃処置歯

月日	部位	療法・処置	点数
2012年 5月1日		初診	218
	6	痛くて噛めない	/
		X線 (デンタル・アナログ) 1F	48
		歯根破折しており保存不可	/
		6 は抜歯後、5 6 7ブリッジにすると説明。	/
		7 は補管期間中だが、算定日より1年以上経過。事前承認を行うため、デンタルと模型を作成する 注②	/
		X線 (デンタル・アナログ) 1F 注③	28
		スタディモデル (添付模型用) 注③	/
	6	OA・2%キシロカインCt 1.8ml浸麻	/
		抜歯	260
		処方せん料+一般名処方加算	68+2
		フロモックス錠100mg分3 3日分	/
		ロキソプロフェンナトリウム錠60mg分3 3日分	/
		歯管 (管理計画略・文書提供 (初回))	110
		(理由書などを関東信越厚生局東京事務所に送付)	/
5月2日		再診	42
	6	SP (J)	/

中略

月日	部位	療法・処置	点数
6月10日		再診	42
		厚生局から事前承認の確認が得られた (承認番号****) ので、5 6 7ブリッジ製作へ 注④	/

月日	部位	療法・処置	点数
6月10日	5	FMC+メタルコア除去 注⑤	54
	7	FMC除去	32
	5 7	う蝕 (軟化象牙質の除去)	18×2
	5	メタルコアimp (寒天+アルジネート)	22
		歯管 (管理の要点略・(継続))	110
6月18日		再診	42
	5	メタルコア装着 (12%金パラ・スーパーボンド)	186
	5 6 7	補診 (支台歯は12%金パラFMC, Ponは12%金パラPonを使用したワンピースキャストブリッジ)	100
		6 抜歯窩治療 5 7 骨植問題なし	/
	5 7	失PZ	166×2
	5	メタルコア加算	30
	5 6 7	平測 (平行ミラーにて平行を確認)	50
		連imp (寒天+アルジネート)	280
		BT (中心咬合位、シリコーン)	70
		リテーナー	100
		仮セ	4×2
6月30日		再診	42
	5 6 7	5 12%金パラFMC	719
		7 12%金パラFMC	824
		6 12%金パラ铸造Pon	860
		ワンピースキャストブリッジ装着	150
		接着性セメント (スーパーボンド)	16×2
		クラウン・ブリッジ維持管理料 (文書交付)	330

《解説》

注① クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管または維持管) は地方厚生局長等に届け出た保険医療機関で算定する。補管は保険医療機関単位での算定であり、患者ごとや部位単位ではない。その保険医療機関で歯冠補綴物 (3/4Cro、4/5Cro、FMC、前装MC、RJC、HJC) またはブリッジを製作し装着した患者に対して、維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定する。

装着した日から2年以内に、当該保険医療機関が当該補綴部位に係る新たな歯冠補綴物またはブリッジを製作し、補綴物を装着した場合の補綴関連検査並びに歯冠修復及び欠損補綴の費用が含まれる。

注② 歯冠補綴物またはブリッジを保険医療機関において装着した日から1年を経過した日以降2年を経過した日までの間に、外傷、腫瘍等によりやむを得ず隣在歯を抜歯し、ブリッジを装着する場合には、その理由書 (「歯科保険診療の研究」241号・右記参照)、模型、エックス線フィルムまたはその複製を地方厚生(支)局長に提出し、その判断を求め、認められれば再製作が可能となる (厚生局東京事務所によると、承認までは1週間~10日程度かかるとのこと)。なお、装着時に歯周疾患に罹患している場合などは除外されている。

【郵送先】 関東信越厚生局東京事務所 ☎03-6692-5119
住所 〒163-1111 新宿区西新宿6-22-1
新宿スクエアタワー11階

注③ 事前承認に当たり提出する添付模型の製作の費用は、基本診療料に含まれ算定できないが、添付フィルムまたはその複製については画像診断の撮影料及びフィルム料に準じて算定する。その場合はレセプトの「摘要」欄に算定の理由を明記する。

注④ 地方厚生(支)局長に事前に模型等を提出した上でブリッジを製作した場合は、「摘要」欄にその旨を記載する。

注⑤ 事前承認の対象にならない場合は、保険診療を行っても、再診料、除去料、脱離再装着時の装着材料のみしか算定できず、補綴関連検査、歯冠修復・ブリッジの費用は補管に含まれ、算定できない。患者が希望して保険給付外の診療を選択した場合は、自費として扱える。

補管を算定した補綴物の再製作等 (再装着、充填を含む) を行う場合は、補管を算定した年月日及び補綴物の種類等を、脱離再装着時の装着材料料を算定する場合は再装着の部位と日を、「摘要」欄に記載する。

実態に即してご請求下さい